

【シンガポール】ハンドル形電動車いすに係る法整備

海外立法情報課 澁谷 由紀

* 2026 年 2 月に制定された「陸上交通及び関連法」等により、ハンドル形電動車いす等に対し、車両区分の見直し、人的要件の新設、登録の義務化、最高速度の引下げ等が規定された。

1 背景と経緯

シンガポールでは 2015 年から、鉄道及びバス網の整備、自転車及び歩行者向けの環境整備を通じて、「『自動車に依存しない』シンガポール（“car-lite” Singapore）」を建設する政策を行ってきた¹。2017 年には、「2017 年アクティブ・モビリティ法」²が制定され、歩行者及び自転車・電動アシスト自転車・個人用移動機器（personal mobility devices: PMD）³の運転者の共存が目指され、以後、2017 年アクティブ・モビリティ法は、数度にわたり改正されてきた⁴。近年、ハンドル形電動車いす⁵について、健常者の利用、スピードの出し過ぎ、無謀な運転、寸法及び重量が過大な機種の利用、複数人による乗車等が問題になっていた⁶。そのため、2026 年、ハンドル形電動車いす等について、①車両区分の見直し、②人的要件の新設、③登録の義務化、④最高速度の引下げ及び構造要件の新設を主な内容とする法整備が行われた。

今回の法整備は、「2026 年陸上交通及び関連法」⁷制定（2026 年 2 月 5 日に国会で可決、同月 23 日に大統領により裁可、同月 24 日公布、同月 27 日一部施行。全 7 部 97 か条）の一環として実施された。以下、2026 年陸上交通及び関連法の中心となる 2017 年アクティブ・モビリティ法改正⁸と、現行の 2017 年アクティブ・モビリティ法関連規則の内容を紹介する。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 9 月 8 日である。

¹ Ministry of the Environment and Water Resources and Ministry of National Development, *Sustainable Singapore Blueprint 2015*, [2014.11], p.15. <<https://isomer-user-content.by.gov.sg/519/286c3d4f-9210-4122-83e3-42cf3fa486e1/sustainable-singapore-blueprint-2015.pdf>>

² Active Mobility Act 2017 (No.3 of 2017). <<https://assets.egazette.gov.sg/2017/Legislative%20Supplements/Acts%20Supplement/05.pdf>>; 南波聖太郎「【シンガポール】アクティブ・モビリティ法の制定」『外国の立法』No.271-1, 2017.4, pp.24-25. <<https://doi.org/10.11501/10322300>>

³ 注 2 に記した制定時の 2017 年アクティブ・モビリティ法第 2 条によると、PMD とは、車輪を有し、人（及び手荷物）の輸送のみを目的として製造され、電気モーター若しくは人力又はその両方で駆動される機器である。スケートボードは PMD に含まれる。自転車・電動アシスト自転車・自動車・車いす（電動又は非電動）・ハンドル形電動車いす（モビリティ・スクーター）・ベビーカー・ローラースケート・車輪付きの玩具等は PMD に含まれない。

⁴ 日野智豪「【シンガポール】アクティブ・モビリティ法の改正」『外国の立法』No.284-2, 2020.8, pp.30-31. <<https://doi.org/10.11501/11520855>>

⁵ 日本において、ハンドル形電動車いすは、シニアカーとも呼ばれ、道路交通法では、標準形電動車いす（ジョイスティック形電動車いす）等とともに、原動機を用いる身体障害者用の車に区分されている。

⁶ シンガポールでは、ハンドル形電動車いすを、モビリティ・スクーターという。シンガポール政府は、ハンドル形電動車いす・それ以外の電動車いす・非電動車いすを、個人移動支援機器（Personal Mobility Aids: PMA）と総称している。PMA は、歩行ができない又は困難な者の利用を想定した機器であるため、歩行者専用道（pedestrian-only path）を通行することができ、構造及び登録に関する規定がないなど、規制が緩かった。Active Mobility Advisory Panel, “Review of Regulations for Personal Mobility Aids: Recommendations by the Active Mobility Advisory Panel Submitted to: Acting Minister for Transport Mr Chee Hong Tat on 14 December 2023,” pp.5-6. <<https://file.go.gov.sg/amap-pma.pdf>>

⁷ Land Transport and Related Matters Act 2026 (No.5 of 2026). <<https://assets.egazette.gov.sg/2026/Legislative%20Supplements/Acts%20Supplement/05.pdf>>

⁸ Active Mobility Act 2017 (No.3 of 2017, version in force from 2026.6.1.). <<https://sso.agc.gov.sg/Act/AMA2017?ValidDate=20260601>> なお、後述 2 (1) の見直しがされた 2017 年アクティブ・モビリティ法（第 2 条）は、注 3 で述べた PMD の定義のうち、「車いす（電動又は非電動）・ハンドル形電動車いす」の部分を「モビリティ・ビークル・非電動車いす」と改めている。

2 2017 年アクティブ・モビリティ法改正及び現行の関連規則の主な内容

(1) 車両区分の見直し

ハンドル形電動車いすの定義が、①歩行ができない又は困難な者の移動のために製造され、②三輪又は三輪以上の車輪と、それらに支えられた単一の足置きを有し、③ハンドルバーによって操作され、④足置きの後方に一つの座席を有し、⑤電動機によって駆動される乗り物という定義に変更された。その上、ハンドル形電動車いす、（標準形）電動車いす及び歩行ができない又は困難な個人の移動を目的としたその他の原動機付きの乗り物を総称する、モビリティ・ビークルという区分が新設された⁹。

(2) 人的要件の新設

医療的必要性証明書を取得せずにモビリティ・ビークルの運転又は乗車を行うことが禁止された¹⁰。ただし、①70 歳以上の者、②高齢者移動支援のための基金又は障害者自立支援のための基金の給付によりハンドル形電動車いすを購入した者、③政府等が移動支援の必要性を認めた者は、医療的必要性証明書を取得しなくてもよい¹¹。

(3) 公共通行帯（public path）上を通行するモビリティ・ビークルの登録義務付け

未登録のモビリティ・ビークルは、公共通行帯¹²上を通行できなくなった¹³。

(4) モビリティ・ビークルの最高速度の引下げ及び構造要件の新設

公共通行帯を通行するモビリティ・ビークルの最高速度が、時速 10km から時速 6km に引き下げられた。さらに、モビリティ・ビークルの構造要件が新設され、長さ 1.20m、幅 0.70m、高さ 1.50m（ヘッドサポートを含む。）、車両重量（積載物及び乗員を含まない。）150kg、性能上の最高速度時速 6km を超えるモビリティ・ビークルが、保安基準不適合になった¹⁴。

⁹ 2017 年アクティブ・モビリティ法第 2 条の改正による。足置きについて、数が限定され、座席の位置関係が規定された。なお、PMA は非電動車いすも含むが、モビリティ・ビークルは非電動車いすを含まない点が異なる。

¹⁰ 2017 年アクティブ・モビリティ法第 231 条の新設による。「2026 年アクティブ・モビリティ（医療的必要性証明書）規則」（2026 年 2 月 25 日制定、同月 26 日公布、同月 27 日施行）の第 2 規則により、医療的必要性証明書は医師、作業療法士等が発行すると規定された。Active Mobility (Certificate of Medical Need) Regulations 2026 (version in force from 2026.5.4.). <<https://sso.agc.gov.sg/SL/AMA2017-S81-2026?DocDate=20260430>>

¹¹ 「2026 年アクティブ・モビリティ（医療的必要性証明書—適用除外）命令」（2026 年 5 月 28 日制定、同月 29 日公布、同年 6 月 1 日施行）の第 2 号、第 3 号による。Active Mobility (Certificate of Medical Need — Exemption) Order 2026 (No.S 358). <<https://assets.egazette.gov.sg/2026/Legislative%20Supplements/Subsidiary%20Legislation%20Supplement/358.pdf>>

¹² 公共通行帯とは、おおむね、①歩行者専用道、②歩行者及び自転車・非電動 PMD を運転する個人のための通行帯である歩道（footpath）、③歩行者及び自転車・電動アシスト自転車・（電動及び非電動）PMD・モビリティ・ビークルの運転者のための通行帯である共有道（shared path）の総称である。歩行する個人・非電動車いすに乗る個人・モビリティ・ビークルを運転する個人は、歩行者として扱われるため、歩行者専用道を通行することができる（2017 年アクティブ・モビリティ法第 2 条、第 6 条）。一方、車道（road）については、「1961 年道路交通法」第 5A 条の規定により、PMD・モビリティ・ビークルの運転者の通行はできない（横断中を除く。）。Road Traffic Act 1961 (2020 revised edition). <<https://sso.agc.gov.sg/Act/RTA1961>> 自転車・電動アシスト自転車・電動 PMD・非電動 PMD・モビリティ・ビークルを含む PMA の通行可能場所と最高速度の一覧表は、下記の広報資料を参照。Land Transport Authority, “Where active mobility devices are allowed,” [2026.3.9]. Land Transport Authority website <https://www.lta.gov.sg/content/dam/ltagov/getting_around/active_mobility/rules_public_education/rules_code_of_conduct/pdf/where_devices_are_allowed_mar2026_web.pdf> ただし、一覧表中の自転車道（cycling path）は、法令上定義がない。

¹³ 2017 年アクティブ・モビリティ法第 281 条の新設による。また、2017 年アクティブ・モビリティ法第 28N 条の新設により、モビリティ・ビークル上への、登録ステッカー貼付及びナンバープレート表示が義務化された。

¹⁴ 「2026 年アクティブ・モビリティ（改正）規則」（2026 年 5 月 29 日制定及び公布、一部を除き同年 6 月 1 日施行）第 3C 規則の改正、第 6A 規則の新設による。Active Mobility (Amendment) Regulations 2026 (No.S 355). <<https://assets.egazette.gov.sg/2026/Legislative%20Supplements/Subsidiary%20Legislation%20Supplement/355.pdf>> なお、「2018 年アクティブ・モビリティ規則」（2018 年 4 月 30 日制定及び公布、同年 5 月 1 日施行）第 3A 規則、第 3B 規則、第 4 規則により、自転車・電動アシスト自転車・PMD のいずれも、幅 0.70m、車両重量（積載物なし）20kg を超えることができない。Active Mobility Regulations 2018 (No.S 251, version in force from 2026.6.1). <<https://sso.agc.gov.sg/SL/AMA2017-S251-2018?DocDate=20260529>>